

## 検疫法令に関する全国検疫所意見調査 結果概要

### 【1】調査目的

検疫業務の質的向上に向けた検疫制度に関する調査研究の一環として、全国の検疫所の検疫法令に関する意見を調査し、当該調査研究に資することを目的とする。

### 【2】調査方法

全国の検疫所に対して検疫法令に関するアンケート調査を実施し、より詳細に聞く必要がある場合にはさらにヒアリング調査を実施するとともに、再度、全国検疫所に対してそれらの調査意見を踏まえたアンケート調査を行なった。なお、これらの調査に関し検疫所業務管理室の全面協力を得て実施した。

### 【3】調査実施期間

平成 28 年 12 月 12 日（月）～ 平成 29 年 2 月 28 日（火）

### 【4】調査結果

#### [ 1 ] 意見内容の主な特徴

意見は総じて、以下の 3 分類に集約された。

1. 一部の検疫感染症の新たな知見とそれらの措置が、適切にマッチングしていない法令上の規定箇所を修正することに関する意見
2. 現在の検疫業務の実態が、現行の検疫法の但し書き事項を活用した形が常態化している規定箇所について、規定箇所の修正の必要性の有無に関する意見
3. 現在規定されていない新たな考え方を盛り込むことに関する意見

#### [ 2 ] 主な意見例（抜粋・要約）

##### 1. 検疫法と他法令との整合性関連

##### － 感染症法関連 －

##### （1）検疫法第 2 条（検疫感染症）関係

検疫法第 2 条第 3 号に記載の検疫感染症は、「ヒト-ヒト」感染のない媒介動物感染症について、感染したヒトから国内の感染症媒介動物への汚染を効果的に防止するため、診察・検査を行うことができる感染症として平成 15 年に整理されたもの。

しかしながら、その後、中東呼吸器症候群(MERS)や鳥インフルエンザ A(H5N1・H7N9)のように限局的ではあるが「ヒト-ヒト」感染の知見を有することが明らかになった感染症も検疫法第 2 条第 3 号に規定されているため、検疫措置内容の違いに応じて、改めて法的な整備を実施する必要がある。

（\* 全国検疫所大半の意見）

## (2) 検疫法第21条(検疫港以外の港における検疫)関係

検疫法第21条に定める「厚生労働省令で指定する地域」は、検疫法施行規則第7条の2において、「法第2条第1号又は第2号に掲げる感染症が現に発生している地域」と規定され、現状では感染症法上の一類感染症及び新型インフルエンザのみしか考慮されていないが、限局的ではあるが「ヒト-ヒト」感染の知見を有するMERS及び鳥インフルエンザA(H5N1・H7N9)についても、厚生労働省令で指定する地域に含める必要がある。

### - 出入国管理及び難民認定法(入管法)関連 -

#### (1) 検疫法第2条(検疫感染症)関係

入管法第5条では、外国人の上陸拒否要件として、感染症法上の一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者(疑似症患者を含む。)又は新感染症の所見がある場合としている。

現在の検疫では、エボラ出血熱や新型インフルエンザ等感染症流行時に入管の協力の下、流行国の渡航歴等により入管から検疫所へ差し戻すことも主な対策のひとつとなってきたが、感染症法上の入院措置できる感染症と、検疫法上の隔離停留できる検疫感染症と、入管法上の上陸拒否出来る感染症に齟齬が生じており、検疫法上の検疫感染症のうち二類感染症に該当するものを隔離停留できる感染症に含めるなど、これらを合わせるべきである。

( \* 全国検疫所大半の意見 )

## 2. 地方自治体との連携関連

### (1) 検疫法第18条(仮検疫済証の交付)第2項、第3項、第26条の3(都道府県知事等との連携)関係

検疫法第18条第2項及び第3項、第26条の3において、新型インフルエンザ等感染症を除く検疫感染症については、検疫所が潜伏期間内において健康監視を行うこととされ、一方、新型インフルエンザ等感染症については、検疫法上健康監視が出来ず、H1N1発生当時には通知\*により健康監視は都道府県知事が行うこととされた。

\* 「新型インフルエンザ対策における都道府県等による健康監視について」

(平成21年5月13日付け 健感発第0513002号 厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

このように、検疫感染症の中で、新型インフルエンザ等感染症とその他の検疫感染症では、健康監視の対応が検疫所で行うのか地方自治体で行うのかについて対応が異なるが、医学上の観点からは対応を区別する必然性はなく、一方、水際対策を担う検疫所と国内対策を担う地方自治体との連携及び役割分担の観点からこれらの対応を鑑みると、健康監視の対象者は居住地にて生活し、対応する検疫所から離れている場合もあり、地方自治体における健康監視の質が検疫所のそれと同等以上に確保されるのであれば、「属地的」な観点からも健康監視については全ての検疫感染症において国内対策を任務とする地方自治体で行われるのが合理的である。

( \* 全国検疫所の多くの意見 )

なお、以下のような意見もあり。

- ・ 仮検疫済証の有効期間中は、検疫所の責任で対応すべきである。
- ・ 船舶において健康監視者が船舶に留まる場合には、検疫所が健康監視を行うことが合理的である。

## (2) 検疫法第26条の3の内容以外での地方自治体との連携

都道府県知事等との連携については、検疫法第26条の3に患者を発見した場合の通知のみが規定されているが、それ以外の具体的な連携すべき事項が明確化されていないため、有事の際に各検疫所が個別に各自治体に協力を求めても自治体によっては根拠が明確でないと積極的に応じない場合もあり、個別対応には限界がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、エボラ出血熱への国内対応における課題等に鑑み、患者搬送、接触者調査、停留施設の確保、健康監視対象者対応など同条を規定した趣旨も踏まえ、地方自治体における法定受託事務の追加が地方分権・地方自治の尊重との関係で問題はないか等に留意しつつ、具体的に連携しなければ対応できない事項については、法令上明示することが必要である。

## 3. 検疫港・検疫飛行場、無線検疫対象港（非検疫港）、非検疫飛行場の法律上の取扱いについて（法第3条、第8条第4項関連）

検疫港、検疫飛行場、無線検疫対象港（非検疫港）、非検疫飛行場の定義及び指定基準を明確化する必要がある、特に指定基準については、数値基準を明確化し、指定解除基準についても明確に定める必要がある。

（\*全国検疫所の多くの意見）

## 4. ブース検疫および入国者情報の把握について（法第5条、第6条、第8条、第12条関連）

### (1) ブース検疫

ブース検疫における根拠の明確化

いわゆる「ブース検疫」は、検疫法第5条に規定される「検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所」が根拠とされているが、検疫を実施する区域であるならば検疫法第8条の検疫区域（告示）に明確に規定する必要がある。

一方、船舶にはブース検疫に関する根拠となる条文規定がなく、客船ターミナルでのブース検疫が実施できる法的根拠がないため、実施するためには船舶（主に客船）についても規定する必要がある。

航空機におけるブース検疫関係条文変更不要の意見

検疫ブースについては、法第5条第1号の「検疫所長が指定する場所」であるとされ、ただし書による規定により本来、機内検疫を行うべきところ、例外的にブース検疫を行っているというのが法的な解釈と考える。航空機では、通常ブース検疫を行っていることから検疫法の規定もそれに合わせるべきという意見はあるが、しかし現行の法的枠組みの方が、有症者が発見されたとき等に行う機内検疫に対する理解が航空会社等に対して得やすいと思われ、第5条規定については、変更の必要は無い。

## (2) トランジット乗客

### ○ ブース検疫との関連において

空港の構造的な問題があり、トランジット客までブース検疫できる空港とできない空港がある。

### ○ 把握について

海外からの入国者の95%は航空機を介しているが、個別の各乗客の情報は、最初の出発地まで確認できるAIR-NACCSの運用で、大半の情報が取得できる。

しかし、航空機旅客の乗り継ぎ情報は航空会社も把握していない場合があり、税関、入管と同様に事前旅客情報システム（APIS）等へ検疫もアクセス出来るようにする必要がある。

一方、船舶においてはSEA-NACCSを運用しているが、SEA-NACCSは各船舶情報のみで個々人の乗客の情報を扱っていないので、SEA-NACCSにおいても航空機のAIR-NACCSと同様の情報システムとする必要がある。

## (3) サーモグラフィーの利活用

サーモグラフィーを活用することについて、乗客に負担をかけるものでもなく、検疫時のスクリーニングの補助手段として、その時に発熱している入国者を把握することについては有用な手段である。

(多くの全国検疫所の意見)

一部以下のような意見が有り。

しかし、潜伏期における感染者等をスクリーニングすることは不可能であること等を含めサーモグラフィーの有効性については検証する必要がある。

## 5. 検疫所長または検疫官による解剖について(検疫法第13条第2項関連)

法第13条第2項に基づく死体の解剖は、検疫所が措置場を有していた時代の条文がそのまま残っているものであり、実態として措置場のない現在では、法令に照らして解剖できる施設は有しておらず、また技術的にも難しいのが現状である。

しかし、解剖の頻度は少ないと考えられるものの、遺体からの検体採取等も想定して検疫法に解剖の条文は残しておくべきである。

検疫において解剖が必要な場合には、解剖が実施できる委託機関で実施してもらおう。

( \* 全国の検疫所の大半は、当該規定は引き続き存続させる意見 )

## 6. 臨船検疫(着岸検疫を含む)について(法第4条、第8条関連)

検疫区域については、法第8条において船舶の長は、第十七条第二項の通知を受けた場合を除くほか、検疫を受けようとするときは、当該船舶を検疫区域に入れなければならない。外国から来航した航空機の長においても、当該航空機を最初に検疫飛行場に着陸させ、又は着水させたときは、直ちに、当該航空機を検疫区域に入れなければならない。

しかし、天候その他の理由により、検疫所長が当該船舶等を検疫区域以外の場所に入れるべきことを指示したときは、船舶等の長は、その指示に従わなければならない。

これらの検疫区域は、厚生労働大臣が国土交通大臣と協議して、検疫港又は検疫飛行場ごとに1以上を定め告示することになっており、国土交通大臣との協議は必要であるものの、法令上検疫区域を1以上定めることができる仕組みとなっていることから、法令上の規定は現在のままで良い。

(全国検疫所の多くの意見)

なお、以下のような意見も有り。

臨船検疫、無線検疫等の優先順位の整理について

検疫法第2条の規定による感染症ごとの危険度、船内での患者発生数、潜伏期間内の有無、対応する港の能力(検疫港の有無、有人・無人別)等に応じ、検疫港での臨船検疫、2)検疫港での無線検疫、3)無線検疫対象非検疫港での無線検疫の可能性、4)検疫港へ回航など、検疫法と感染症法の整理を含めたプライオリティの再整理が必要である。

また、下記のような種々の事情による特例は考慮すべき。

LNG船のような大型危険物船舶や、大型バルク船のような喫水が深い船舶のように、検疫港に入港・着岸できない船舶については、目的港(検疫港以外の港を含む。)の岸壁又は棧橋を一時的に着岸検疫の場所として指定可能とし、第8条第3項に追加することの検討が必要。

沖バースのみで着岸せず荷役を行うタンカー等については、検疫区域等で臨船検疫を実施。

通過船の検疫については平成3年の無線検疫手続大綱の一部改正時に明文化されているが、実情の確認が必要であり、また検疫感染症のリスクに応じた優先順位をつけるべきである。

## 7. 無線検疫について(法第10条、第17条第2項等関連)

### (1) 航空機について

旅客機以外の航空機における無線検疫制度の導入

航空機への無線検疫の適用については、感染症のリスクを考慮し、旅客機の空便(フェリー便)や貨物機等を対象とする法制化を行うことは有用である。

(全国検疫所の多くの意見)

### (2) 船舶について

#### ○ 無線検疫手続大綱(通知)

無線検疫手続大綱は別途通知で定められているが、省令又は告示等に位置づけ、検疫法令による明確化を図る必要がある。

なお、以下の意見も有り。

無線検疫制度は形骸化する恐れがあるので、無線検疫手続大綱を省令又は告示化する場合には、時折の着岸検疫等による実際状況確認のためのいわゆるモニタリング検疫を実施する規定もセットで盛り込む必要がある。

## 8. 出国時における検疫について

WHO は、指定された入域地点（PoE：Point of Entry）におけるコアキャパシティの1つとして、Exit Measures（出国前の対策）を求めている。

同対策の例として、旅行客への渡航前の感染症情報提供、予防接種歴の確認、健康リスク評価、体温スクリーニング、渡航制限、（リスクに応じた渡航前の）健康監視、医学的評価、患者の隔離などを挙げている。

一方、我が国の検疫法では出国前対策には触れられておらず、前述のような対策を実施する法的根拠がない。したがって、出国時における検疫に関する条文の追加等、出国時検疫について検討することが望ましい。

IHR は国際的な感染症の拡大防止のため、加盟国に対し、感染症の侵入防止のみならず、流出防止についても求めている。しかしながら、わが国には出国時における検疫を定めた法律がなく、出国時の検疫については検疫法のみでの対応は不可能であり、国内法や関係省庁との連携で考える必要がある。

（\* 賛成意見、懐疑的意見、反対意見が混在）

## 9. 衛生関係規定について

ねずみ族に特化した対象規定を拡大

検疫感染症がペスト、コレラ、痘瘡であった名残で、媒介動物（保有宿主を含む）がねずみ族であったため、規定上ねずみ族を特別に扱った形となっており、例えば検疫法第25条においては、駆除はねずみ族のみとなっているが、国際保健規則2005（IHR2005）の観点からは、虫類を加えた形となっており、整合性を取る必要があるとともに、検疫法第21条、第25条など、ねずみ族に特化した表現を船舶衛生管理全体の観点から修正する必要がある。

船舶衛生検査規定に係る法令上の明確化

船舶衛生検査については、検疫法第26条第1項の規定を根拠として実施しているが、同法では船舶衛生検査の根拠としての明確な規定でなく、政令第2条で定める別表第2手数料において、独立項目として「船舶の全部に対する衛生検査」及び「船舶の一部に対する衛生検査」として規定されているところ。根拠規定を明確にする観点から「航空機又は船舶の衛生管理に関する検査」規定を設けてはどうか。

## 10. その他の法令関連意見について

（全般）

法令で使用する用語の定義の明確化

現行では定義がなされていないまま使用されている用語が散見され、判断や取扱いに苦慮する事例や、各検疫所の取扱いに差異が生じている。

たとえば、法第6条（検疫前の通報）に記載されている「検疫感染症の患者」においては、船舶や航空機内で検疫感染症の患者と確定することはできず、また、第6条に関連する施行規則第1条の2（検疫前の通報事項）には、単に「患者」と記載されている。

この「患者」は、「有症者」と読み替えて各検疫所は対応しているが、「有症者」の定義も統一されていないため、検疫所によって通報させる有症者にばらつきが生じている。

また、検査で診断が確定される前の有症者のうち、症状や疫学的情報から患者と疑われる者については「要観察例」あるいは「疑い患者」という用語が使用されているが、これは感染症法上の「疑似症患者」に相当する。

検疫法による検疫対応から感染症法による入院措置等へ移行することを考慮すると、二つの法律の中で使われる用語を揃えることが望ましい。

このように、「疑い患者」「疑似症患者」や、「流行国」「発生国」など、使用する用語について洗い出し、用語の整理により他に問題が生じないことを確認しつつ、用語の定義及び再整理を行うことが必要である。

#### ハコモノ（航空機、船舶）単位の検疫ではなく、人（個人）単位の検疫の考え方の導入

現行検疫法は、船舶、航空機といういわゆる「ハコモノ」に対しての検疫を実施し、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付し、また必要に応じ乗客等に対しては健康カードを交付している。

有事の際には、個別の乗員乗客の健康状態が問題となってくることから、船舶・航空機といういわゆる「ハコモノ」に対してだけではなく、個々の乗員乗客という個人単位で仮検疫済証（略式化したもので効力を有するもの）を交付し、当該者が隔離・停留可能な検疫感染症であることが判明した場合、当該者の仮検疫済証を失効とするなど、抜本的な改正が必要である。

又は、船舶・航空機単位での仮検疫済証の失効は、隔離・停留ができる検疫感染症に限定する方向での検討が必要である。

なお、検疫感染症の疑い患者が発見された場合において、同一客船等に乗船していた者については、ハコモノ単位で一律に仮検疫済証が無効になるという現行法の構成の方が、その後に措置をとる際に、何かと都合が良いのではないかとの考え方もある。

#### 検疫所設置場所の弾力化

現在、全ての検疫港に検疫所の設置が必要とされているが、船舶検疫における無線検疫制度の導入による検疫場所での業務の激減や通信手段や交通網の発達などにより有人検疫所によって他の無人検疫所での業務も実施できる体制となっており、必ずしも検疫所を各検疫港に設置する必要はない状況である。

特に無人出張所においては、合庁分担金の支払いや借上げの契約など経理事務が煩雑かつ経費節減の観点からも合理化を図る必要があり、無人出張所の事務所を廃止して地理的に利便性のある地域に検疫所を設けることが可能となれば、検疫所の集約化や機能強化が更に進展する。

そこで、法第6条の「・・・当該検疫港又は検疫飛行場に置かれている検疫所・・・」を「・・・当該検疫港又は検疫飛行場を管轄する検疫所」に改めることが望ましい。

## （検疫関係）

代理店等の法的位置付けの明確化（第6条（検疫前の通報）、第17条第2項関係）

現代においては、検疫に関する情報のやり取りの際には、船舶または航空機と検疫所の間で船舶代理店または航空機ハンドリング会社が全て介在し、船舶の長又は航空機の長に代わって検疫所への通報等、情報の仲立ちをしており、その行為の信頼性が重要なものとなっている。

国際保健規則（IHR2005）においても、「船長又は機長又はその代理人」のように、「代理人」が船長、機長とともに情報のやり取りにおいて同格な位置づけがなされ、その役割が明確になっている。

しかしながら、検疫法においては、船舶または航空機の長と検疫所長との間で適宜の方法で検疫関係情報のやり取りを行うことが規定されているが、これら船舶代理店等については、現行法に規定がなく、船舶の無線検疫審査を規定した無線検疫手続大綱においてのみ名称が登場しているものの、その責任の所在が明確になっておらず、罰則規定もない状況である。

有事の際の的確な検疫の妨げになると考えられ、またそのような場合の責任の所在も定かではないことから、船舶及び航空機における代理人である「船舶代理店」及び「航空機ハンドリング会社」の位置付けおよびその役割ならびに罰則条項を検疫法に明確に規定するべきである。

## 政令陸域の地番表及び地番図面の指定方法の変更

現在の政令陸域については、「検疫法施行令第4条（別表第3）に基づく調査を行う区域のうち陸域の地域」（昭和34年厚生省告示第143号）に基づき、地番表及び地番図面により定めているが、地番は流動的であることから、図面のみで指定するなど、他法令を参考に、安定した指定方法に改正する必要がある。

## （衛生関係）

### 無線検疫対象（非検疫）港における衛生対策

無線検疫対象（非検疫）港の指定にあたっては、地方自治体等を主体とした港湾衛生措置が実施され、その報告書が提出されることが条件であり、提出された報告書に基づいて検疫所が助言・指導することとなっている。

「無線検疫手続大綱の運用について」（厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）において、「2 港湾衛生措置が実施されること。（1）ねずみ族、虫類等の調査、駆除について、実施成績書を提出させること。（略）」と定められている。

そのため、一部の検疫所では地元関係機関で衛生管理推進協議会等を組織し、毎年、衛生対策実施報告書を検疫所へ提出させるなど、平時から連携体制を維持している。

しかしながら、全国の無線検疫対象（非検疫）港33港のうち、衛生管理運営協議会等を設置していない港は21港、地方自治体等が港湾衛生調査を実施していない港は25港と、大半に上る。

地方自治体等による港湾衛生措置を法令に明記して徹底し、無線検疫対象（非検疫）港の保健衛生状態を担保するとともに、これができない港は無線検疫対象（非検疫）港の指定を取り消す検討が必要である。

## （費用負担関係）

予防接種に関する禁忌証明書の有料化

予防接種に関する禁忌証明書の交付については、検疫所に対しその要望が絶えない現状にある。

検疫所では無料で交付しているところ、医療機関では禁忌証明書を有料(3,000~5,000円程度)で発行していると聞く。

整合化を図るためにも、予防接種に関する禁忌証明書の有料化を行うべきであるが、証明書の交付については、予防接種証明書や船舶衛生管理（免除）証明書等、人件費と物件費（証明書用紙費等）の実費を勘案して政令で定められた手数料を徴収する必要があり、禁忌証明書についてもその例外ではない。

なお、禁忌証明書を交付する際には、当該証明書を交付するための問診等を行うこととなるため、問診等（2,800円）及び証明書交付手数料（880円）を合算すれば、医療機関との手数料の乖離も解消される。

検疫措置に係る費用負担について

検疫措置に係る費用に関する規定は、検疫法第32条に船舶等の所有者又は長からの実費徴収に関する規定、検疫法第33条の保健所長が実施する措置に関する費用の支弁・負担規定は存在するが、検疫所長が行った措置に関する負担規定はなく、法第15条の隔離措置については「医療機関に委託して」、法第16条の停留措置については、医療機関等に委託または船内に収容する規定があるのみであり、船内に停留させた場合に係る費用や医療機関、旅館ホテルに委託して停留を行った場合の費用など、誰がどこまで負担するのか明確にしておく必要がある。

また、国内で検疫感染症を発病し、都道府県知事等による入院措置となった場合には、保険優先で患者の自己負担分のみが公費の対象とされているが、検疫所が発見し検疫所長による隔離措置を行った場合は、その費用の全額が公費の対象となっており、制度間の調整が必要である。

実費の徴収規定について【法第32条第1項関係】

法第32条第1項第1号に船舶等の所有者又は長から徴収するものとして、

検疫感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染した恐れのある物若しくは場所の消毒、汚染された物の廃棄、

死体の火葬に係る実費の徴収

が規定されているが、この規定には、旅行者個人が携帯する手荷物の消毒費用や旅行者の死体の火葬も包含されている。

これを船舶等の所有者又は長に費用の負担を求めるのは困難であり、国際保健規則（IHR）においても船舶等の所有者又は長に料金を課すことができるのは従業員に対する措置や汚染された船舶等の消毒に係る費用であり、誤解を招かないよう明確な規定にする必要がある。

このようなことから、「第32条第1項1号及び第14条第1項第3号、第4号又は第6号に規定する措置をとったとき」を「第14条第1項第3号（船舶等に対する消毒又は消毒によりがたい物の廃棄に限る）又は第6号に規定する措置をとったとき」、また第32条第1項2号の「船舶等の乗組員に対して第14条第1項第1号又は第2号に規定する措置をとったとき」を「船舶等の乗組員に対

して第14条第1項第1号、第2号又は第4号に規定する措置をとったとき」に改める必要がある。

## 【参考】関係条文

### 検疫法（昭和26年法律第201号）

#### （検疫感染症）

第二条 この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する一類感染症
- 二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型インフルエンザ等感染症
- 三 前二号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの

#### （検疫港等）

第三条 この法律において「検疫港」又は「検疫飛行場」とは、それぞれ政令で定める港又は飛行場をいう。

#### （入港等の禁止）

第四条 次に掲げる船舶又は航空機（以下それぞれ「外国から来航した船舶」又は「外国から来航した航空機」という。）の長（長に代わってその職務を行う者を含む。以下同じ。）は、検疫済証又は仮検疫済証の交付（第十七条第二項の通知を含む。第九条を除き、以下同じ。）を受けた後でなければ、当該船舶を国内（本州、北海道、四国及び九州並びに厚生労働省令で定めるこれらに附属する島の区域内をいう。以下同じ。）の港に入れ、又は当該航空機を検疫飛行場以外の国内の場所（港の水面を含む。）に着陸させ、若しくは着水させてはならない。ただし、外国から来航した船舶の長が、検疫を受けるため当該船舶を第八条第一項に規定する検疫区域若しくは同条第三項の規定により指示された場所に入れる場合若しくは次条ただし書第一号の確認を受けた者の上陸若しくは同号の確認を受けた物若しくは第十三条の二の指示に係る貨物の陸揚のため当該船舶を港（第八条第一項に規定する検疫区域又は同条第三項の規定により指示された場所を除く。）に入れる場合又は外国から来航した航空機の長が、検疫所長（検疫所の支所又は出張所の長を含む。以下同じ。）の許可を受けて当該航空機を着陸させ、若しくは着水させる場合は、この限りでない。

- 一 外国を発航し、又は外国に寄航して来航した船舶又は航空機
- 二 航行中に、外国を発航し又は外国に寄航した他の船舶又は航空機（検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶又は航空機を除く。）から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだ船舶又は航空機

#### （交通等の制限）

第五条 外国から来航した船舶又は外国から来航した航空機（以下「船舶等」という。）については、その長が検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けた後でなければ、何人も、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 検疫感染症の病原体に汚染していないことが明らかである旨の検疫所長の確認を受けて、当該船舶から上陸し、若しくは物を陸揚げし、又は当該航空機及び検疫飛行場ごとに検疫所長が指定する場所から離れ、若しくは物を運び出すとき。
- 二 第十三条の二の指示に従って、当該貨物を陸揚げし、又は運び出すとき。
- 三 緊急やむを得ないと認められる場合において、検疫所長の許可を受けたとき。

( 検疫前の通報 )

第六条 検疫を受けようとする船舶等の長は、当該船舶等が検疫港又は検疫飛行場に近づいたときは、適宜の方法で、当該検疫港又は検疫飛行場に置かれている検疫所（検疫所の支所及び出張所を含む。以下同じ。）の長に、検疫感染症の患者又は死者の有無その他厚生労働省令で定める事項を通報しなければならない。

( 検疫区域 )

第八条 船舶の長は、第十七条第二項の通知を受けた場合を除くほか、検疫を受けようとするときは、当該船舶を検疫区域に入れなければならない。

- 2 外国から来航した航空機の長は、当該航空機を最初に検疫飛行場に着陸させ、又は着水させたときは、直ちに、当該航空機を検疫区域に入れなければならない。
- 3 前二項の場合において、天候その他の理由により、検疫所長が、当該船舶等を検疫区域以外の場所に入れるべきことを指示したときは、船舶等の長は、その指示に従わなければならない。
- 4 第一項及び第二項の検疫区域は、厚生労働大臣が、国土交通大臣と協議して、検疫港又は検疫飛行場ごとに一以上を定め、告示する。

( 検疫の開始 )

第十条 船舶等が検疫区域又は第八条第三項の規定により指示された場所に入ったときは、検疫所長は、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、検疫を開始しなければならない。但し、日没後に入った船舶については、日出まで検疫を開始しないことができる。

( 質問 )

第十二条 検疫所長は、船舶等に乗って来た者及び水先人その他船舶等が来航した後これに乗り込んだ者に対して、必要な質問を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

( 診察及び検査 )

第十三条 検疫所長は、検疫感染症につき、前条に規定する者に対する診察及び船舶等に対する病原体の有無に関する検査を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。

- 2 検疫所長は、前項の検査について必要があると認めるときは、死体の解剖を行い、又は検疫官をしてこれを行わせることができる。この場合において、その死因を明らかにするため解剖を行う必要があり、かつ、その遺族の所在が不明であるか、又は遺族が遠隔の地に居住する等の理由により遺族の諾否が判明するのを待っているはその解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、遺族の承諾を受けることを要しない。

( 検疫済証の交付 )

第十七条 検疫所長は、当該船舶等を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、検疫済証を交付しなければならない。

- 2 検疫所長は、船舶の長が第六条の通報をした上厚生労働省令で定めるところにより厚生労働省令で定める事項を通報した場合において、これらの通報により、当該船舶を介して、検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがないと認めるときは、あらかじめ、当該船舶の長に対して、検疫済証を交付する旨の通知をしなければならない。

( 仮検疫済証の交付 )

第十八条 検疫所長は、検疫済証を交付することができない場合においても、当該船舶等を介して検疫感染症の病原体が国内に侵入するおそれがほとんどないと認めるときは、当該船舶等の長に対して、一定の期間を定めて、仮検疫済証を交付することができる。

- 2 前項の場合において、検疫所長は、検疫感染症（第二条第二号に掲げる感染症を除く。）の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、出入国管理法及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券の提示を求め、当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、同項の規定により定めた期間内において当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、若しくは質問を行い、又は検疫官をしてこれらを行わせることができる。
- 3 検疫所長は、前項の規定による報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、当該者に対し、保健所その他の医療機関において診察を受けるべき旨その他検疫感染症の予防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。第五項及び第二十六条の三において同じ。）に当該指示した事項その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。
- 4 第一項の場合において、検疫所長は、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、第二項に規定する旅券の提示を求め、若しくは当該者の国内における居所、連絡先及び氏名並びに旅行の日程その他の厚生労働省令で定める事項について報告を求め、又は検疫官をしてこれらを求めさせることができる。
- 5 検疫所長は、前項の規定により報告された事項を同項に規定する者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

( 検疫港以外の港における検疫 )

第二十一条 次に掲げる要件のすべてを満たしている船舶の長は、第四条の規定にかかわらず、検疫を受けるため、当該船舶を検疫港以外の港に入れることができる。ただし、あらかじめその港の最寄りの検疫所の長の許可を受けた場合に限る。

- 一 検疫感染症が現に流行し、又は流行するおそれのある地域として厚生労働省令で指定する外国の地域を発航し、又はその地域に寄航して来航したもの

- でないこと。
- 二 航行中に、前号に規定する外国の地域を発航し又はその地域に寄航した他の船舶又は航空機（検疫済証又は仮検疫済証の交付を受けている船舶又は航空機を除く。）から人を乗り移らせ、又は物を運び込んだものでないこと。
  - 三 航行中に検疫感染症の患者が発生しなかったこと。
  - 四 医師又は外国の法令によりこれに相当する資格を有する者が船医として乗り組んでいること。
  - 五 ねずみ族の駆除が十分に行われた旨又はねずみ族の駆除を行う必要がない状態にあることを確認した旨を証する証明書（検疫所長又は外国のこれに相当する機関が六箇月内に発行したものに限り。）を有すること。
  - 2 船舶の長は、前項ただし書の許可を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項を通報して申請しなければならない。
  - 3 検疫所長は、第一項ただし書の許可の申請を受けたときは、すみやかに、許可するかどうかを決定し、これを当該船舶の長に通知しなければならない。
  - 4 第一項の船舶の長は、当該船舶を検疫港以外の港に入れたときは、直ちに、当該船舶をその港の区域内の検疫所長が指示する場所に入れなければならない。
  - 5 第九条及び第十条の規定は、第一項の船舶が前項の規定により指示された場所に入った場合に準用する。
  - 6 検疫所長は、第一項の船舶が検疫感染症の病原体に汚染し、若しくは汚染したおそれがあると認めるとき、又は当該船舶を検疫港に回航させた上更に第十三条に規定する診察若しくは検査を行う必要があると認めるときは、当該船舶の長に対し、その理由を示して、その港における検疫を打ち切ることができる。
  - 7 前項の規定により検疫港以外の港における検疫が打ち切られたときは、当該船舶の長は、直ちに、当該船舶を港外に退去させなければならない。
  - 8 第二十条の規定は、検疫所長が第六項の規定により検疫を打ち切った場合に準用する。

（都道府県知事等との連携）

第二十六条の三 検疫所長は、第十三条第一項、第二十四条、第二十六条第一項又は前条に規定する診察の結果に基づき、当該診察を受けた者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項 から第五項 まで、第七項又は第八項に規定する感染症の病原体を保有していることが明らかになった場合には、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、現所在地）を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

## 検疫法施行令（昭和 26 年政令第 377 号）

（政令で定める検疫感染症）

第一条 検疫法（以下「法」という。）第二条第三号 の政令で定める感染症は、ジカウイルス感染症、チクングニア熱、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。別表第二において

単に「中東呼吸器症候群」という。) デング熱、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1又はH7N9であるものに限る。同表において「鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)」という。)及びマラリアとする。

#### 検疫法施行規則(昭和26年厚生省令第53号)

(法第二十一条第一項の流行地域の指定)

**第七条の二** 法第二十一条第一項第一号に規定する検疫感染症が現に流行し、又は流行するおそれのある地域は、法第二条第一号又は第二号に掲げる感染症が現に発生している地域とする。

#### 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成10年法律第114号)

**第六条** この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 エボラ出血熱
- 二 クリミア・コンゴ出血熱
- 三 痘そう
- 四 南米出血熱
- 五 ペスト
- 六 マールブルグ病
- 七 ラッサ熱

3 この法律において「二類感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 急性灰白髄炎
- 二 結核
- 三 ジフテリア
- 四 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)
- 五 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)
- 六 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。第五項第七号において「特定鳥インフルエンザ」という。)

#### 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第309号)

(上陸の拒否)

**第五条** 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症

若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

二～五（略）